

～国際協力の現場から～

ウズベキスタン倒産法注釈書作成支援プロジェクトに参加して

日本国際協力センター研修監理員

岡林 直子

私がウズベキスタン倒産法注釈書作成支援プロジェクト¹に関わる通訳・翻訳の仕事をさせていただくようになったのは、2005年2月に、このプロジェクトにおいて実施されたウズベキスタンへの短期専門家派遣にロシア語²通訳として同行したことがきっかけでした。

研修監理員として登録している日本国際協力センターからこの出張に配置されたときは、このプロジェクトの成り立ちや経緯、今後の予定といった諸事情については余り理解しておらず、また、関心があったわけでもなく、何より、これまで経験のなかった民事法の分野で、何かよく分からない倒産法の話を通訳しなければならない、しかも、現地セミナーの通訳業務までであるというので、予習に必死だったことを覚えています。幸い、このときは早めに配置が決定していたので、出発前の1か月半を、参考書や資料を読み、用語の仕込みに充てることができ、それはよかったのですが、その一方で「準備に1か月以上かかっても、実際、配置期間（給与が支払われる期間）は2週間だし…」といった、我ながらけちくさい考えが頭をかすめたりもしたものです。ところが、この出張が縁となって、結局、このプロジェクトとは2週間どころか、気がつけば、ほぼ2年に渡るお付き合いとなったわけで、人生、ぼんやり流されるまま生きていても、といいますが、むしろ、ぼんやり生きているからこそでしょうか、たまに思いがけない展開を見せることもあるものだ感慨にふけております。



2005年9月のウズベキスタン派遣時の同行者との一コマ。左から国際協力部相澤部長（当時）、国際協力部伊藤教官、大阪大学大学院下村教授、松嶋 JICA 長期専門家、当職

¹ ウズベキスタン倒産法注釈書作成支援プロジェクトについては、「特集 ウズベキスタン倒産法注釈書作成支援プロジェクト」ICD NEWS第24号(2005年11)月号を参照。

²ウズベキスタンの公用語はウズベク語ですが、旧ソ連邦から独立した現在でも、民族間交流語としてロシア語が使用されています。

ウズベキスタン倒産法注釈書作成支援プロジェクトは JICA の法整備支援事業で、法務総合研究所国際協力部が実施主体となったものですが、私はこのプロジェクトで、ウズベキスタン側ワーキンググループが執筆した注釈書草案の和訳、それに対して日本側が出す質問、提言、改訂文案などの露訳、関連法令の和訳、協議の通訳などを担当していました。

司法分野の通訳、翻訳は概して専門性が高く、難しいとされていますし、また、私自身の能力や経験の問題も当然あり、このプロジェクトでの業務にもそれなりの苦労はありましたが（既に喉元を過ぎたので熱さを忘れた感はあるですが）、一方で、案件自体の難易度を別とすれば、随分と恵まれた条件で参加させていただき、他の仕事に比べてもやりやすいことの方が多かったように思います。

多くの場合、外部から呼ばれる通訳者は門外漢で部外者であり、通訳する話題を専門に学んだことがあるとか、その分野で仕事をした経験があるとは限りません（むしろ、ないことの方が多いと思います）。また、当該案件の当事者でもありませんから、周辺事情に通じているわけでもありません。いつどこで誰に何を言われても 100%理解して訳せるだけの語学力や知識があればよいのですが、実際問題として、まずそれはあり得ませんので、通訳は仕事がある度に関連分野の勉強をし、専門用語を覚え、通訳の場面でどのような話が出そうかという当たりをつけるために役立ちそうな各種情報を収集して備えるわけです。

そういった意味では、このプロジェクトのように、関連のある翻訳や通訳を継続的にやっていく場合は、楽になる部分が多いと思います。前回の仕事で得た知識を次の仕事にそのまま役立ててすることができますから、準備作業の効率もよくなりますし、必要な語彙や知識も自然と増えて定着します。このプロジェクトでは、海外出張時の通訳だけでなく、関連文書の翻訳もさせていただけたのがよかったと思います。ウズベキスタン側が執筆した注釈書草案を和訳し、それに対する日本側のコメント類を露訳する、それらを反映して改訂された注釈書草案をまた和訳する、この繰り返しによって、倒産法のどの規定、注釈書草案のどの記述が問題となっているのかを常にフォローできましたし、また、この作業自体が、そのまま次の合同協議の通訳のための予習にもなったわけです。

また、出張の同行や、業務に関する各種のやり取り、このプロジェクトの国内支援委員会の定例会議への出席などを通じて、比較的早い時期からプロジェクト関係者と知り合いになれたことも、仕事をやりやすくしていたと思います。例えば、翻訳で分からない部分があった場合や、資料が必要になったときなど、既にお付き合いのある方が相手であれば、問合せやお願いが気軽にしやすいということがあります。このプロジェクトでは、私が法律の素人であるということを理解していただいた上で、用語に関する質問や、文意の確認、訳語の決め方、場合によっては「この原文の表現ではロシア語の文章になりにくいので、こういう言い換えをしても大丈夫ですか」といった辺りまで含めて、様々な質問や相談をさせていただきました。通訳者としては、いささか甘えた姿勢をとっていた嫌いはあると思うのですが、これを許していただいたおかげで、どんな原稿が来てもストレスなく翻訳にとりかかることができました。こういった面で、何かとお世話になりましたプロジェクト担当の伊藤隆教官始め事務局の皆様、国内支援委員会の先生方には、この場を借りて、改めてお礼を申し上げます。

る次第です。

専門用語の収集についても、国際協力部には資料が豊富にありましてし、ロシア語の法律用語は、国内支援委員の伊藤知義中央大学法科大学院教授やこのプロジェクトのJICA長期専門家の松嶋希会氏³にも相談できましたので、何かにつけ一人で無駄に悩まずに済んだ点でも、とても恵まれていたと思います。倒産法及び注釈書草案に頻出する用語については、お二方を中心に関係者が数回協議して訳語表を作成し、日本語の定訳を決めるという作業も行いました。これによって、私個人も訳語で悩むことが減り、翻訳のスピードが上がりましたし、また、翻訳を外部の業者に出す場合も、訳語表を参考に訳を統一してもらえるので、和文の訳語の違いで協議が無駄に混乱するということが少なくなりました。



ウズベキスタン側ワーキンググループメンバー（後列）とともに。

前列は日本側ワーキンググループメンバー（右端：当職）

左に映し出されているのは、注釈書草案（2006年7月、タシケントにて）

このような恵まれた条件下であれば、さぞかしよい仕事のできたのだらうと思われそうですが、そこはこちらの実力の問題もあり、やはり、どうしても難しい部分はありました。それでも、まだ翻訳の方は時間がかけられますから、ある程度何とかなっていたのではないかと思いますのですが、協議の通訳の方は難しいと思うことが多かったです。

通訳の難しさについては、注釈書協議に特有の要因もあると思うのですが、私個人の知識や通訳スキルの問題もありますので、正直、お話ししづらいところであります。強いて言えば、この手の協議では書き言葉を口頭で発言されることが多いということが一つ挙げられるかと思います（当たり前といえば当たり前ですが）。これは通訳にとって最も嫌なタイプの発話です。構文が複雑で、従属節が多く、列挙が長くなりがちで、注意していないと係り受け関係が分からなくなる法令調の文章は、口頭で一息に言われてもとても記憶できたもので

³ ICD NEWS第 27 号（2006 年 6 月号）87 ページ参照

はなく、協議中にあたふたすることがよくありました。

しかし、持って回った言い回しが多いとはいえ、この種の文章にもそれなりの定型文言や典型的な構文はあるわけですし、そもそも、基本的には倒産法という限られたテーマで協議をしていたのですから、この種の言い回しに口や耳を慣らすという意味で、また、通訳時の記憶負担を軽減するという意味でも、せめて倒産法の条文を暗記してみるとか、全文暗記は無理としても、たまに部分部分を暗唱してみるぐらいの努力はしてみたらよかったのかもしれないと、今さらですが思ったりもします（実際、協議に参加していたウズベキスタン側・日本側メンバーの中には、主要条文を、条番号も含め、空で覚えているらしき人もいました。）

さて、私の個人的な反省はこのぐらいいにして、このプロジェクト全体についての感想も、簡単にですが、振り返ってみたいと思います。

このプロジェクトでは、前述のとおり、ウズベキスタン側が倒産法の注釈書の草案を書き、日本側がその内容を改善するための様々な提言をしていきました。こう書いてしまうと随分シンプルな話に見えなくもないのですが、実際には、日本側とウズベキスタン側が持つ注釈書のイメージにずれがある部分もあり、色々と難しい場面もありました。

例えば、日本で作られる注釈書類は、見出しやインデントを多用し、時には囲みや背景色をつけたりして、どこに何が書いてあるか、どこが重要なポイントかが一目で分かるようにできています。また、初めに条全体としての趣旨を説明した後で、各項の規定を詳解するという形式もできていますし、章単位でもまとまった解説をしたり、各手続の比較を別表にしてみたりといったこともします。これに対し、ウズベキスタンの注釈書は、伝統的に項目分けをせず、ベタ書きしていく傾向があります。また、条文のすべての項を解説することには必ずしもこだわりませんし、項の順番に沿って解説をすることにもこだわりません。

このような体裁・記述スタイルの問題については、現地セミナーや本邦研修の際に、日本の注釈書の一部を露訳してみたり、ウズベキ倒産法の注釈を日本式に作ってみたりしたものをウズベキスタン側に提示して、ウズベキスタン側の反応を見たのですが、評価は様々で、「整理されていてわかりやすい」「見やすい」という人がある一方で、「見出しがごちゃごちゃしてかえって読みにくい」「細かすぎる」という意見も出ました。

また、注釈書にどのような事項がどの程度書かれるべきかという部分についても、かなりギャップがあったように思います。ある本邦研修でウズベキスタン側メンバーが「日本側が出すコメントや草案に対する修正案は、研究論文のように詳しい」と言ったときに、日本側の先生が「いや、注釈書とはそもそもそういうものです。日本では、本格的な注釈書を一冊書くということは、学術論文を書いたのと同等の実績として認められ評価されますよ」と答えられたことがあり、双方の認識の違いの一端を見た思いがしました。

そういった中で、プロジェクトの初期には、日本側のコメントの意図がウズベキスタン側になかなか通じないとか、コメントや質問に対する回答はあっても、それが注釈草案の改訂に反映されないことがよくありましたが、これも、日本側が求める注釈書のイメージと、ウズベキスタン側が持つ注釈書のイメージに差があれば、仕方のないことだったのかもしれない

せん。

しかし、そうは言っても、ウズベキスタン側が注釈書草案を改訂してくれないことにはプロジェクトが進みませんので、日本側は「改訂につながるコメントの出し方」を常に工夫し、様々な方法を試みました。そのすべてはとても書き切れませんが、いくつか例を挙げると、コメントには「この問いに対する答えを○条×項の注釈として書くように」とか、「この問題を整理し、結果を○条×項と 条×項の注釈に反映させよ」というように、くどいぐらい具体的な指示を入れるようになりましたし、コメントの中に「ここはこう書いてみたらどうでしょうか」という改訂文案をさりげなく織り込み、内容に誤りがなければその文章をそのまま注釈書草案として使ってもらおうという誘導策もとりました。また、紙コメントの最終進化形として、ウズベキスタン側が作成した注釈書草案を丸ごと引用し、そこへ日本側が直接アンダーラインや矢印などを書き入れ、余白に吹き出しを入れてコメントを入れる形式が出現しました。まるで通信添削の答案のようでしたが、この方式ですと、大きな論点だけでなく、表現の細部に関することでもコメントしやすいですし、「この文はこの段落の後に移動させる」といった文章構成上の指示も入れやすく、様々なレベルの問題を一挙に片付けなければならない改訂の最終段階で大いに活用されました。

「書いてもらうための工夫」は、紙コメントの作り方だけではなく、合同協議の場にも及び、プロジェクターを使用して注釈書草案をスクリーンに映し出して協議参加者全員が注釈書草案を見ることができるようにした上で、ウズベキスタン側メンバーの前にパソコンを用意し、双方が協議して合意した事項については、その時点ですぐに注釈書草案を書き直してもらうようにしました。



注釈書協議風景。注釈書草案をスクリーンに映し出し、協議結果に基づき、その場で草案改訂作業を行うようにしました（2006年11月、国際協力部にて）。

こうした努力の甲斐あって（ウズベキスタン側が根負けした部分もあると思いますが）、プロジェクト後半では日本側の提言が草案に反映されることが格段に増えたと思います。それにしても、法整備支援というものはその形態に関わらず、いずれの場合も、このように制度や伝統、考え方を異にする国を相手に行うわけであり、もちろん、だからこそ相手国には従来にない発想や手法を役立ててもらえるのですが、一方で、相互理解に達するまでの苦労は並大抵ではないということを、こ

のプロジェクトを通じて改めて思い知った次第です。

さて，そんなこんなで2006年末で草案改訂作業を終えたウズベキスタン倒産法注釈書ですが，先日，無事にロシア語版が出版されたそうです⁴。恐らく，世界でもあまり例のないウズ・日ハイブリッドの注釈書，お読みいただければ，一見ウズベキチックな文体の中にほのかな日本風味が香るのに気付かれる……こともあるかもしれません。私自身は，この注釈書は，目が滑ってしまって，もう読めないと思うのですが，かの地の法曹関係者，実務家，研究者，学生の皆様，あるいはウズベキスタンの倒産制度に関心をお持ちの日本の皆様にご愛読いただければ，このプロジェクトに関わった者としても嬉しい限りです。

⁴岡林氏に御紹介いただいているとおり，ウズベキスタン倒産法注釈書作成支援プロジェクトにおいては，2007年3月に注釈書ロシア語版を発刊するに至りました。この注釈書ロシア語版の電子データについては，同プロジェクトの紹介記事とともに，法務省法務総合研究所のホームページ（<http://www.moj.go.jp/HOUSO/houkoku/index.html>）に掲載されています。また，現在，注釈書ウズベク語版，日本語版及び英語版についても作成中であり，これらの電子データについても，掲載の準備が整い次第，法務省法務総合研究所のホームページに掲載する予定です。